

第4部 その他の業務運営に関する事項

第1章 人事に関する計画

第1節 人材確保

平成21年度は、6月までに10都道府県（北海道、岩手県、宮城県、福島県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県及び沖縄県）内にある21の専門学校へ出向き、国家公務員を目指す専門学校生に対して業務説明会を実施したほか、人事院が主催する官庁合同説明会に参加し、国家公務員Ⅱ種職員（以下「Ⅱ種」という。）を志望する学生等に業務説明を行った。

また、平成22年度以降の人材確保のため、21年11月及び22年2月に人事院が主催する官庁学生ツアーに参加し、Ⅱ種を志望する学生等を対象に業務説明及び職場見学等を行った。

第2節 新たな雇用制度の整備

第1 定年退職者再雇用

平成21年度定年退職予定者等を対象として、21年5月に意向調査、10月及び12月に説明会を実施する等、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく定年退職者の再雇用について、国家公務員の再任用制度の範囲で取組を行った。

第2 任期付雇用

国家公務員の任用制度の範囲で、研究主幹において製表技術に関する研究業務に当たる研究者を外部より非常勤研究員として引き続き2人採用した。

また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に沿って、統計センターの主要な業務及びシステムの最適化を実現するため、CIO補佐官を非常勤職員として引き続き1人採用した。

第3節 人材育成

第1 人事交流の実施

広い視野を持った人材を養成する観点から、原則、四半期ごとに統計局等と人事交流を行った。

第2 新たな人材育成方策の検討

新規採用段階からの専門能力育成を主眼とするキャリアパスを検討・設定し、これに基づく新規採用者の配属及び若年層の人事配置を重点的に実施した。また、階層別研修によるフォローアップを充実させるとともに、職員の基本能力の啓発状況を把握するため、若年層を対象に社会人基礎力診断テストを実施した。

第4節 新たな人事評価制度の導入

平成21年4月から9月までを評価期間として人事評価制度の試行を実施した。試行結果については、11月から12月にかけて人事評価制度の専門的知識を有する外部有識者による評価・助言を受け検証を行った。12月に統計センターの人事評価に係る規程等を整備し、平成22年1月から運用を開始した。

第5節 人員に係る指標

第1 常勤職員数の削減

業務の効率化により、年度末の常勤職員数は、863人という目標を実現し、更に上回る850人（前年度末866人から16人減）となった。

第2 再任用職員の採用

統計センターの業務に関して専門性を有する人材を有効に活用するため、平成20年度再任用職員及び非常勤職員であった34人に加え、20年度末定年退職職員のうち25人を新たに再任用職員として採用した。勤務形態別ではフルタイム勤務職員が10人、短時間勤務職員が49人となっており、主に製表グループに配置し、製表の専門事項の処理に当たらせた。

第6節 テレワークの本格運用に向けた準備

第1 テレワーク前期試行の実施

統計センターにおけるテレワークの本格導入に向けて、制度の詳細設計の検討に資するため、平成21年6月から10月までの期間で、職員からモニターを募り、テレワークを試行的に実施した。

（前期試行）

前期試行では、資格制度、勤務計画設定及び勤務時間管理を行うための勤務時間管理ツール、諸手続等の検証並びにテレワークに用いる機器等の検証を行った。

第2 テレワーク後期試行の実施

前期試行の結果を踏まえて、本格実施を視野に入れつつ、勤務時間管理ツールの改修その他テレワーク環境の構築、規程類の整備を行い、平成22年2月から6月まで予定とするテレワーク後期試行を開始した。

第2章 その他業務運営に関する事項

第1節 就業規則の整備等

平成22年4月1日から施行する労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正並びに22年6月30日から施行する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に伴い、職員及び非常勤職員に適用する就業規則その他規程類を見直し、改正に必要な準備を進めた。

第2節 情報セキュリティ対策の徹底

第1 情報セキュリティ対策

情報セキュリティポリシーの浸透をより一層深めるため、統計センター全職員（役員及び非常勤職員を含む。）を対象に情報セキュリティに関するeラーニングを5月から6月にかけて実施し、その後、確認試験を実施（eラーニング受講率100%、確認試験 全員が80点以上を取得）するとともに、各種内部研修において情報セキュリティの単元を設け、講義を行った。

また、12月に「情報セキュリティパトロール」を実施し、情報セキュリティ対策の実施状況を点検するとともに、ICカードの抜き忘れや身分証明書の未着用などの違反事項に該当した職員に対して、直属の課長より改善の指導を行った。

さらに、テレワークの実施や外部委託業務等の情報セキュリティ対策に対応するため、平成22年1月に情報セキュリティポリシーを改正するとともに、2月から3月にかけて改正内容の周知を図るためのeラーニングを実施した。

第2 ISMS¹⁸認証

平成19年度にISMS認証を取得し、21年9月に認証継続審査を受け、ISMS認証取得機関として継続認証された。今回の継続審査では、認証範囲を拡大し、政府統計共同利用システムの運用管理業務及び統計データの二次利用に関する業務等についても認証を取得した。

また、平成22年度にISMS認証範囲を拡大するための準備として、管理企画課の製表に関する基本方針の策定に関する業務等及び情報処理課のプログラム開発に関する業務等において、情報資産（統計データ等）の台帳作成を実施した。

第3節 危機管理の徹底

大規模な自然災害等が発生した際に、迅速かつ適切な対応をとることができるよう、防災の日（9月1日）や避難訓練実施などの機会をとらえて防災に関する事項について啓蒙を行った。また、4月にメキシコで発生した新型インフルエンザについて、各種感染防止策を講じた。

¹⁸ ISMS (Information Security Management System) : 企業などの組織が情報を適切に管理し、機密を守るための包括的な枠組みをいう。

第4節 技術協力の実施

第1 海外への技術協力

平成21年度は、15年から始まったカンボジア統計局への技術支援のため、関係機関からの要請に応じ、4回にわたって専門職員の派遣を行った。

第2 国の行政機関及び地方公共団体への技術協力

製表業務の技術協力の一環として、統計局が主催する地方別事務打合せ会、合同指導会及び実務研修会等に対して、同局と連携しながら職員の派遣を行った。

第5節 環境への配慮

「国等による環境物品等の調達等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づき、業務に必要な物品等について環境に配慮したものへの転換を促進していくため、調達計画を企画・立案し、環境物品の調達を100%達成した。

第6節 コンプライアンスの徹底

第1 コンプライアンスに関する研修の実施

職員の倫理意識の高揚及び公正な職務遂行の維持を図ることを目的とし、係長等研修においてeラーニングによるコンプライアンス研修を実施した。

また、課長代理相当職以上の職員を対象として、公務員倫理及びコンプライアンスについて講演会を実施した。

第2 外部監査人による監査の実施

統計センターは、政令に規定する外部監査人による監査を受ける義務はないものの、会計処理に関する信頼性、透明性を高めるため、監事による監査のほか、法定外監査として外部監査人（監査法人）による会計監査を平成16年度決算から、21年度も前年度に引き続き実施した。

第7節 職員の安全・健康管理

第1 安全衛生管理体制等の的確な運用

衛生委員会の開催、産業医及び衛生管理者による職場巡視等を実施することにより、職場環境の整備及び職員の安全管理を図った。

第2 メンタルヘルスへの取組

職員及び職場のストレス度を把握するため、ストレス診断を平成21年11月に行った。また、カウンセラーによる職員相談業務を週1回行い、職員が心身共に健康で勤労意欲を失うことなく職務を遂行できるよう努めた。

第3 セクシャルハラスメントへの対応

職員が注意すべき事項や監督者の役割、相談窓口等をイントラネットに掲示し職員に周知することにより、セクシャルハラスメントに関する職員の認識を高めた。

第8節 広報

統計データアーカイブに係る新たな業務の開始に伴い、ホームページのデザイン、写真及びコンテンツを見直し、機能改善等のリニューアルを行った。